

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用
並びに手続の簡素化・迅速化の促進について

1 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

- (1) 設計図書の変更指示に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
- (2) 中間前払金に係る認定請求があった場合、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に、「中間前払金制度にかかる認定方法等について」の一部改正について（通知）に定める別記様式3の認定調書を受注者に交付するものとする。また、受注者から中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に支出するものとしているが、手続きの一層の迅速化に努めるものとする。

2 既済部分検査等の簡素化

国土交通省直轄工事における取扱いに準じて、手続きの簡素化を実施することとする。

3 受注者等への周知

- (1) 本通知の趣旨を、各事務所から該当する受注者に御連絡願います。また、今後新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事の一時中止等を実施する工事が発生した場合は、本通知の内容を周知願います。

担 当：建設業課 指導契約班

電話番号：054-221-3059